

農林水産関係試験研究機関基礎調査実施要領

15 農会第 548 号
平成 15 年 7 月 11 日
一部改正 19 農会第 83 号
平成 19 年 4 月 18 日
一部改正 22 農会第 124 号
平成 22 年 4 月 23 日
一部改正 元農会第 366 号
令和元年 10 月 31 日
一部改正 2 農会第 230 号
令和 2 年 7 月 16 日
一部改正 4 農会第 790 号
令和 5 年 3 月 31 日
最終改正 5 農会第 199 号
令和 5 年 7 月 10 日

農林水産技術会議事務局長通知

第 1 章 総論

1 調査目的

基礎調査は、農林水産分野の都道府県試験研究機関及び地方独立行政法人、財団法人における人員、資金の実態及び試験研究課題等を調査し、農林水産関係試験研究の効率的推進を図るために必要な基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象

基礎調査は、以下に掲げるものについて行う。

- ① 都道府県規則により試験研究、調査研究を主たる任務とすることが明記され、農林水産業（農林水産物の加工・流通利用を含む。）に関する試験研究を実施している都道府県の機関及びこれに類する独立行政法人、財団法人
- ② 前項の都道府県機関、独立行政法人、財団法人のうち、研究員、研究費及び研究課題のいずれかを有する機関

3 調査基準日

基礎調査は、毎年 3 月 31 日現在によって行う。

4 調査事項

基礎調査は、別記様式による調査票により、以下に掲げる事項を調査する。

- ① 人員調査
- ② 資金調査
- ③ 課題等調査

5 調査の方法及び報告期日

- (1) 基礎調査は、農林水産技術会議事務局長（以下、「事務局長」という。）が調査票を各都道府県知事に対し、公文書及びメールで送付、及び回収することにより行う。
- (2) 各都道府県知事は、調査票に記入し、調査票の内容について調査項目間の整合性等を精査の上、その結果をメールで事務局長が指定する報告期限までに、事務局長に送付する。
- (3) 本調査により作成・取得した行政文書については、行政文書ファイル管理簿への記載、保存、廃棄等の手続きにより、適切な文書管理を行う。

6 結果の公表等

事務局長は、調査票の審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

第2章 調査内容

1 人員調査

- (1) 人員の職種別人数（研究関係、企画調整関係、事業・普及関係、事務関係、船舶関係、作業関係の別）
- (2) ポストドクター相当数
- (3) 臨時職員等の職種別従事者数
- (4) 研究職員の内訳（分野別年齢別人数、分野別研究歴別人数、分野別学位取得者人数、分野別人数のうち研究部門別専門別人数）

2 資金調査

- (1) 総収入額の財源別金額
- (2) 競争的研究費の府省別獲得金額
- (3) 総支出額の支出項目別金額

3 課題等調査

- (1) 試験研究課題調査
- (2) 試験研究業績調査